

「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げについて」

1. 法定時間外労働の割増賃金の引上げ

1か月の時間外労働1日8時間・1週40時間を超える労働時間の割増賃金率は次のとおりです。

(2023年3月31日まで)

	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

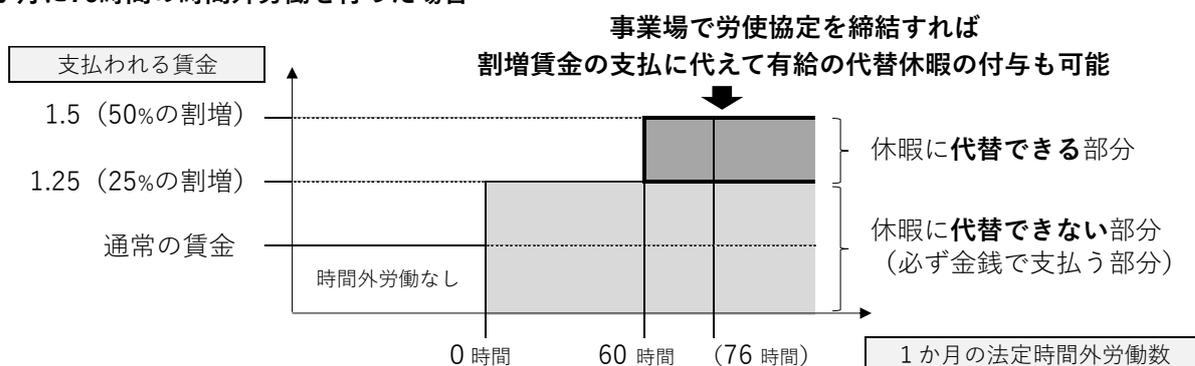
(2023年4月1日から)

	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

2. 代替休暇制度

引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度を設ける制度（代替休暇）を設けることができます。なお、本制度の導入には過半数組合または過半数代表者との間で労使協定を結ぶことが必要です（実際に代替休暇を取得するか否かは個々の労働者の意思により決定）。

1か月に76時間の時間外労働を行った場合



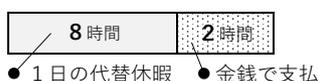
$$\text{代替休暇の時間数} = (1\text{か月の法定時間外労働数} - 60) \times \text{換算率}$$

$$\text{換算率} = \frac{\text{60時間超の時間外労働に関する割増率 (50\%以上)}}{\text{通常の時間外労働に関する割増率 (25\%以上)}}$$

【例】 代替休暇の時間数 = (76時間 - 60時間) × 25% = 4時間
換算率 (%) = 50 - 25 = 25%

端数の時間がある場合 【例】 1日の所定労働時間が8時間で、代替休暇の時間数が10時間ある場合

① 1日（8時間）の代替休暇を取得し、
端数（2時間分）は割増賃金を支払う方法



② 1日（8時間）の代替休暇を取得し、2時間の代替休暇に
他の有給休暇を合わせて半日の休暇を取得する方法

